

令和8年度 支給認定申請のお知らせ

～子ども・子育て支援新制度による町立認定こども園・私立保育所の利用について～

(1) 支給認定申請について

「支給認定」は支給認定申請書を各施設の申込み時に提出していただき、保育の必要量等を国が定める基準により、町が審査し、教育・保育の必要性を3つの区分の内のいずれかに認定するものです。

3つの認定区分

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設 (琴平町内)
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、保育を必要とせず、教育を希望する場合	教育標準時間	南こども園 北こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	南こども園 北こども園 あかね保育園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	南こども園 北こども園 あかね保育園

★「保育標準時間」・・・主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務（月120時間以上）を想定した利用。利用可能時間は最長11時間（ただし、各施設の開所時間内に限る。個々の保育時間は各保育所において決定）。

「保育短時間」・・・主に保護者のいずれも、または、いずれかが、パートタイム勤務（月48時間以上）を想定した利用。利用可能時間は最長8時間。

保育認定（2号・3号認定）に当たっては、保護者（父母等）に次のいずれかの事情があり、保育を必要とする状態にあることが必要です。

保育認定基準	具体的な保護者の保育認定事由
1 家庭外労働	家庭外で月48時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月12日以上）就労していること
2 家庭内労働	家庭内で月48時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月12日以上）就労していること
3 出 産	出産予定日の前2か月（多胎妊娠の場合は前4か月）から後2か月の期間内にあること
4 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神又は身体に障害を有する状態であること
5 介護・看護	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること
6 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合
7 就 学	月48時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）
8 求職活動	申込み時点で就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
9 そ の 他	・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得中の継続利用（育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合） 等

※認定は、3年間有効です。

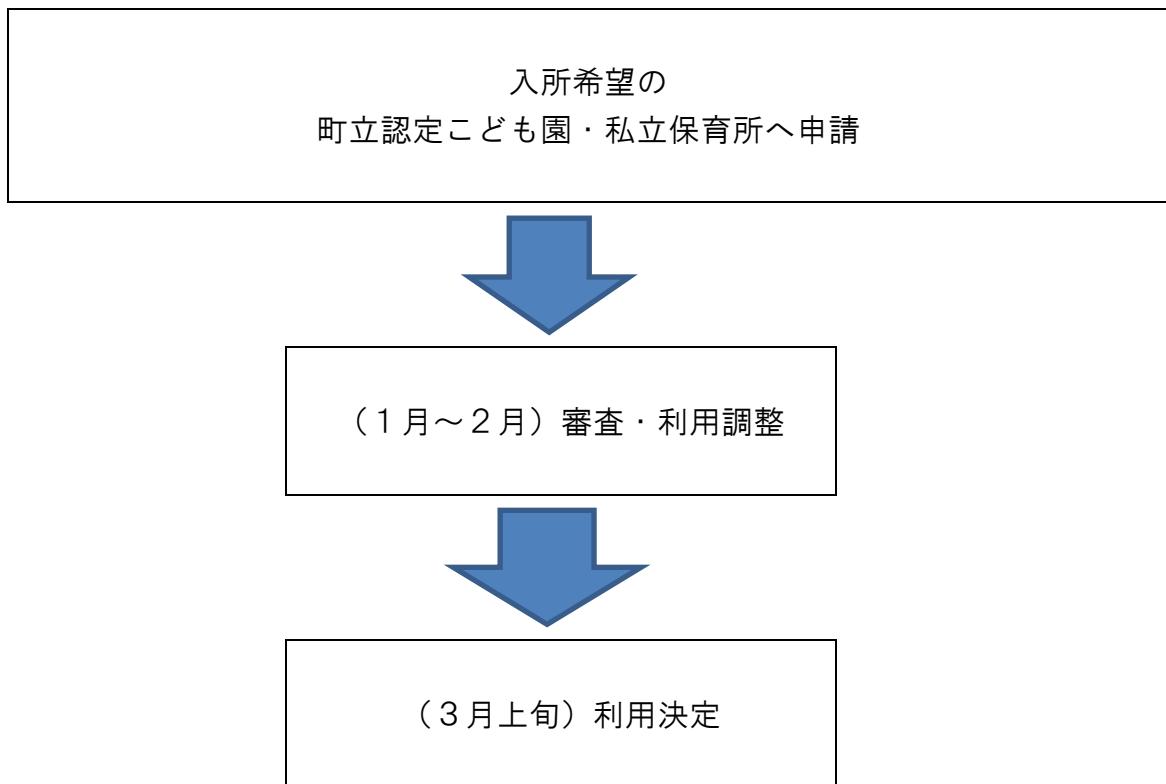
教育標準時間（1号認定）の方は、3年間が基本。

保育標準時間、保育短時間（2号・3号認定）の方も3年間が基本ですが、保育を必要とする事由に該当しなくなった時、満3歳を迎えた時に新たな認定申請が必要になります。また、就労時間や事由に変更があった場合は、変更申請が必要です。なお、有効期間内においても、保育所入所申込み時に提出いただく「保育を必要とする証明書」により毎年確認させていただきます。また、求職活動の場合は90日間の有効期限となります。

（2）支給認定証の交付について

4月の利用開始の場合、認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果を記した支給認定証は入所承諾書と同時に交付します。

(3) 支給認定申請の流れについて（4月利用の場合）



◆お問合せ先

琴平町役場 子ども・保健課

TEL 0877-75-6705